

はじめに

練馬区では、障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会を目指して障害者施策を進めています。平成18年度には、練馬区障害者計画の改定を行うとともに、障害者自立支援法に基づく「第一期障害福祉計画（平成19年度から20年度）」を策定し居宅生活を支えるサービスや日中活動の場の整備などを進め、障害のある方の地域生活の充実に努めてまいりました。

この第一期障害福祉計画は、国の定める基本指針において平成20年度中に見直しを行い、新たに平成23年度を目標とした次期計画を定めることとされています。

そこで、区ではこのたび、これまでの取り組みの成果や課題を検証し、区民の皆さまからご意見をいただきながら、今後必要な障害福祉サービス等の必要な量の見込みやその方策を定めた「第二期障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定いたしました。本計画においても、引き続き「改定練馬区障害者計画（平成19年度から22年度）」と一体的に障害者施策を進めてまいります。

この第二期障害福祉計画においては、前計画で設定した4つの重点課題に引き続き取り組むとともに、新たに2つの重点課題を加え、さらには1つの重点課題を拡充することでさらなる施策の充実を図ることとしております。

今後も、障害のある方が地域の一員として生活していくために、区民との交流を促進し、地域との共生を進める障害者施策の実現に向けて、総合的な取り組みを行ってまいります。区民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました区民の皆様や関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

平成21年3月

練馬区長

志村 豊志郎